平成28年度第2回日高管内特別支援連携協議会

平成29年2月22日(水)、日高合同庁舎2階201号会議室において、日高教育 局、町教育委員会教育長、各学校種の学校長、保護者の代表など15名が集まり、 平成28年度第2回日高管内特別支援連携協議会を開催しました。

本協議会の中では、

- ①「日高管内特別支援教育マップ」の内容及び活用促進に向けた取組
- ②「個別の教育支援計画『日高版』」の一層の利活用に向けた取組及び次年度 の管内における特別支援教育の方向性
- について、協議を行いました。

平成28年度第2回日高管内 特別支援連携協議会の様子

協議における委員からの意見

【柱1】「日高管内特別支援教育マップ」の内容及び活用促進に向けた取組について





管内の子どもたちが一人一人の教育的二 ズに応じた適切な指導や必要な支援を受ける ことができるよう、子どもの発達、教育、就 学、進学等の相談窓口や関係機関をまとめた マップを作成し、相談支援体制の充実を図る。

保護者からの問合せに対して適切な相談 窓口を紹介できるよう、受け付けている相 談内容等の具体的な記述が必要である。





相談者が求める答えが得られる窓口が分か ることと、相談者の立場に寄り添い、相談し やすい窓口を紹介することが必要である。

【日高管内特別支援教育マップ】

立場から 相談したい内容について、どこに相談するとよいかが分かる情報を付加するなど、適切な相談や支援につなげる工夫が必要である。

【柱2】「個別の教育支援計画『日高版』」の一層の利活用に向けた取組及び次年度の管内にお ける特別支援教育の方向性について





特別な教育的支援を必要とする児 童生徒の進学・進級時における引継 ぎや早期からの支援体制の確立など、 関係機関との連携による一貫した指 導・支援の充実を図る。

個別の教育支援計画の活用を通 して、保護者に対し、特別な教育 的支援の必要性や具体的な支援方 法等の理解を促進するとともに、 計画的な活用を通して、保護者との 連携を緊密にしていく必要がある。





特別支援教育に係る校内体制に ついては、全教職員に対する校内 研修の推進、通常の学級に在籍する 児童生徒への指導、保護者への理解 の促進が必要である。

生徒の特別な教育的支援等の必要性を早期から確認し、進学・就労において個別の教育支援 計画を活用できるよう、中学校との連携を更に強化する必要がある。



問別支援 學院の **宛**圆加岛

- 「個別の指導計画」における指導目標の内容に具体性をもたせ、子どもの特性を踏まえた
- 指導ができるようにする必要がある。) 「個別の教育支援計画」は、作成することが目的ではなく、どのように活用するかが大切 であることから、追記等が容易にできる様式にする必要がある。

次年度の方向性のまとめ

- 「日高管内特別支援教育マップ」については、各園・各学校や全ての子どもたち及び保護者のニーズに合った相談 や支援が受けられるように「いじめ・不登校等相談窓口マップ」と併せて、内容の充実を図る必要がある。
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成していない園 や学校に対して、「個別の教育支援計画『日高版』」の普及を通して、作成を促すとともに、各関係機関等との連携・ 協力により、全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう取り組む必要がある。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を踏まえた特別支援教育の体制整備を推 進し、教職員の指導や支援の充実を図るために、「合理的配慮」の普及と理解に向けた研修を実施する必要がある。